

## SDGsステップアップ保証に係るQ&amp;A

## &lt;総合編&gt;

Q：本制度の目的は何か。

A：本制度はSDGs達成に向けた取組みを積極的に行う中小企業者、また地域社会の形成に積極的に取組む中小企業者の資金繰りを応援することで、持続可能な社会の実現に寄与するとともに中小企業者の企業価値の向上に資することを目的とする。

Q：SDGsトライアル保証との違いは何か。

A：以下のとおり。

	SDGsトライアル保証	SDGsステップアップ保証
対象者・ 資格要件	(1)滋賀県信用保証協会の保証対象要件に該当する中小企業者であること。 (2)既保証付融資が条件変更等の返済緩和を実施していないこと。 (3)SDGs（持続可能な開発目標）に賛同のうえ、社会的課題の解決や未来社会の実現のために本資金を導入して本業を通じて達成したいと考えている目標を有していること。	滋賀県信用保証協会（以下、保証協会という。）の保証対象要件に該当する中小企業者で、以下のいずれかに該当する者。 (1) SDGsに賛同し、すでにその目標に向けた取組みを進めており、今後も社会的課題の解決に取り組もうとしている。 (2) SDGsに賛同するとともに、別に示す認定等を受けている。
	SDGs新規取組先対象	SDGs既取組（宣言）先対象
融資限度額	1,000万円 (申込額は10万円単位とする。1金融機関1口限りとする。)	3,000万円
資金用途	事業資金（目標達成のための実需資金に限る。既存融資の借換は認めない。不動産取得資金は不可。）	事業資金 (不動産取得資金はSDGsの目標達成のための資金に限る。本制度およびSDGs保証以外の既存融資の借換は認めない。)
	目標達成のための実需資金	事業資金（目標達成以外の資金も可能）
保証期間	10年以内（トライアル期間は3年以内、長期保証は7年以内据置なし）	運転資金 10年（据置期間 5年以内） 設備資金 15年（据置期間 5年以内） (*据置期間2年を超える場合は、年1回の金融機関によるモニタリングを必要とする。)
据置期間	最長3年	最長5年
業況報告	必要（目標達成報告）	必要（据置2年以上の場合、SDGs達成取組み状況兼業況報告）
貸付形式	手形貸付または証書貸付	証書貸付
返済方法	一括返済または分割返済	分割返済
保証料率	O.45～1.90% ※継続時、本資金導入の前向きな成果が客観的に捉えられた場合、0.2%の保証料割引を適用	O.25～1.70%

＜対象者・資格要件編＞

Q：自社で既にSDGs宣言をしている企業は要件（1）と（2）のどちらに該当するのか。

A：ステップアップは、すでにSDGsに取組んでいる中小企業者が対象。要件（2）の認証・登録を取得している場合は、要件（2）に該当し、認証・登録を取得していない場合は、要件（1）に該当する。なお、既にホームページ等にてSDGsの取組み内容を公表している場合は、「わが社のSDGs（持続可能な開発目標）（様式1）」を記入する代わりにホームページ等を添付することも可能。

Q：決算書・申告書は1期（12か月）未満でもよいか。

A：1期（12か月）未満でもよい。決算期・申告期が到来していない場合も対象となる。ただし、その場合はカテゴリ5の保証料率が適用される。

＜保証限度額編＞

Q：複数金融機関での利用は可能か。

A：保証限度額の範囲内であれば利用することができる。

Q：1金融機関複数口の利用は可能か。

A：保証限度額の範囲内であれば利用することができる。

＜資金使途編＞

Q：資金使途は、経常運転資金でもいいのか。

A：経常運転資金でも可能。

Q：営業車輌購入資金でも対象となるか。

A：対象となる。

Q：なぜ不動産取得資金はSDGsの目標達成のための資金に限るのか。

A：本制度は基本的にSDGs目標達成のための制度であるため、目標達成にかかる事業資金を対象とする。そのため、例えば不動産業者の商品物件購入資金や事務所移転のための土地建物資金は制度の主旨にそぐわないため対象外とした。ただし、SDGs目標達成のための不動産取得資金は本制度での対応を可能とした。

Q：借換の対象となるSDGs保証とは。

A：平成31年4月1日から令和3年3月31日まで実施した「持続可能性社会実現応援保証（SDGs保証）制度」のことで、同制度を本制度で借換えすることを可能としている。

### <保証期間編>

Q：据置期間を5年まで可能としたのはなぜか。

A：ポストコロナ社会としてSDGsの取組みが重要視されていること、未だに新型コロナウィルス感染症の終息が不透明であることを踏まえ、本制度についても5年間の据置を可能とした。

### <負担割合編>

Q：本制度は責任共有の対象となるか。

A：責任共有制度の対象となる。

### <様式編>

Q：取組み内容はどこまで記入する必要があるか。

A：SDGsに向けてどのような取組み内容で、どのような社会的課題に対して、どのように解決に向けて取り組んでいるのかを具体的に記入する必要がある。すでにSDGs宣言をされている企業でSDGsの取組み内容を対外的に発信している場合は、独自で作成している資料を添付して「詳細は別紙にて」と記入することでも対応可能。

### <期中管理編>

Q：据置期間が2年を超える場合、据置期間中モニタリングを行う理由は何か。

A：据置期間中であっても金融機関に期中管理・経営支援を促し、据置期間終了後には約定どおりの返済が履行できる体制を整備する必要があることから、据置期間中のモニタリングを要件としている。

Q：「モニタリング」とは具体的に何か。

A：金融機関が、保証先の中小企業者に原則として出向き、業況を把握するとともに、SDGsの目標達成への取組み状況を把握し、その内容を記録に残すことをいう。

Q：業況報告書はいつ提出するのか。

A：融資実行日から1年後に提出。

### <その他>

Q：「トライアル」と「ステップアップ」を同時に利用することは可能か。

A：「トライアル」は、「新たに社会的課題の解決や未来社会の実現のために本資金を導入して本業を通じて達成したいと考えている目標を有していること」としている。また、既にSDGsに取り組んでいる企業で、既存の取組みとは別で新たに本資金により達成したいと考えている目標がある場合は「トライアル」の対象となる。この場合、両方の制度を同時に利用することが可能となる。